

大和郡山市高齢者運転免許 自主返納等促進支援事業

自動車等運転免許証を自主返納後または免許証の失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けられた満65歳以上の市民のみなさんに大和郡山市商工会登録加盟店「市内共通商品券」を交付しています。

対象＝平成27年4月1日以後に自動車等運転免許証を自主返納後または免許証の失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けた、次の①②いずれにも該当する人

- ①免許返納時および商品券交付申請時に市内に住所を有し、現に居住している満65歳以上の人
- ②過去にバス回数券及び商品券の交付を受けていない人

【交付する商品券】

使用範囲＝市商工会登録加盟店

交付額面＝一人あたり5,000円分(1,000円分5枚)

使用できる人＝交付をうけた本人に限る

使用期限＝商品券の発行日より6ヵ月

※払い戻しおよび再発行は、理由を問わず一切できません。

【申請手続について】

受付日時＝土・日曜、祝日、年末年始を除く、8時30分～17時

申請場所＝市民安全課(市役所 4階1番窓口)

持参するもの＝・運転経歴証明書(コピー不可、確認後に返却)・申請による運転免許の取消通知書

※やむをえず代理人が手続きをする場合は、上記のもののほか、下記のものを持参。

- ・委任状(委任する人(本人)の住所、名前、委任される人(代理人)の住所、名前を記入し、本人の捺印をしたもの)
- ・委任される人の証明書類(運転免許証、パスポートなど)
- ・委任する人(本人)の印鑑(委任状と同一のもの)

問合せ＝市民安全課 交通対策係(内線625)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちに
ご相談ください!



夏休みの子どもの ネットトラブル

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

夏休み真っ只中・・・子どもたちが、オンラインゲームやネットに触れる時間も大幅に増えるのではないのでしょうか。それに伴い、課金トラブルも増えがちです。

【事例1】

小学生の息子が、家族で共有しているタブレットを使ってオンラインゲームで課金、タブレットに登録していたクレジットカードで40万円の決済をしていたことがわかった。

【事例2】

小学生の娘がスマホのライブ配信アプリで、推しのライバー(配信者)に10万円の投げ銭をしていたことがわかった。母親のクレジットカードを持ち出し、勝手に決済していた。

《トラブルを防ぐために》

- ・オンラインゲームやライブ配信サービスで課金する場合のルールを、家族で考えておきましょう。
- ・保護者のアカウントのまま、子どもにスマホやゲーム機などを利用させないようにしましょう。やむを得ず保護者のアカウントで子供に利用させる場合は、決済のためのパスワードの入力を必須にする、決済完了メールが届くようにする、などの設定にしておきましょう。
- ・子ども自身のアカウントで利用する場合は、ペアレンタルコントロール機能を設定し、子どもの課金を保護者が管理するようにしましょう。また子どもがクレジットカードを勝手に持ち出すことがないように管理に気をつけましょう。
- ・子どもが年齢を偽って利用した場合、未成年者取消ができなくなることもあるので注意しましょう。

いま一度、子どものネット利用について見直してみましょう。